

# JIS

## 繊維製品用語（衣料を除く繊維製品） — 第2部：繊維製インテリア製品

JIS L 0212-2 : 2017

(NIF/JSA)

平成 29 年 5 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                                   |
|-------|---------|--------------------------------------|
| (委員長) | 會 川 義 寛 | お茶の水女子大学名誉教授                         |
| (委員)  | 浅 見 剛 尚 | 一般財団法人日本文化用品安全試験所                    |
|       | 阿 部 哲 也 | 一般財団法人製品安全協会                         |
|       | 大 瀧 雅 寛 | お茶の水女子大学                             |
|       | 金 丸 淳 子 | 公益財団法人共用品推進機構                        |
|       | 坂 倉 忠 夫 | 公益社団法人消費者関連専門家会議                     |
|       | 鷺 坂 和 美 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構                     |
|       | 佐々木 定 雄 | 一般社団法人日本ガス石油機器工業会                    |
|       | 寺 山 博 子 | イオン株式会社                              |
|       | 中 里 憲 司 | 一般社団法人繊維評価技術協議会                      |
|       | 中野子 礼 子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ<br>ント・相談員協会 |
|       | 夏 目 智 子 | 全国地域婦人団体連絡協議会                        |
|       | 平 井 郁 子 | 大妻女子大学                               |
|       | 平 野 祐 子 | 主婦連合会                                |
|       | 町 田 隆   | 一般財団法人家電製品協会                         |
|       | 山 口 公 樹 | 一般社団法人日本オフィス家具協会                     |

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.5.20 改正：平成 29.5.22

官 報 公 示：平成 29.5.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本インテリアファブリックス協会

(〒105-0013 東京都港区浜松町 2-3-23 フクダビル TEL 03-3433-4521)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|               | ページ |
|---------------|-----|
| 1 適用範囲.....   | 1   |
| 2 分類.....     | 1   |
| 3 用語及び定義..... | 2   |
| 解 説.....      | 27  |
| 索 引.....      | 29  |

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本インテリアファブリックス協会（NIF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS L 0212-2:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS L 0212** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS L 0212-1** 第 1 部：繊維製床敷物

**JIS L 0212-2** 第 2 部：繊維製インテリア製品

**JIS L 0212-3** 第 3 部：寝具及びその他の繊維製品

# 繊維製品用語（衣料を除く繊維製品） — 第2部：繊維製インテリア製品

## Glossary of textile terms (except clothes)—Part 2: Textile interior products

### 1 適用範囲

この規格は、繊維製品（衣料を除く。）のうち、繊維製インテリア製品に関する用語について規定する。

### 2 分類

繊維製インテリア製品の分類は、次による。

- a) 一般
- b) 窓装飾エレメント
  - 1) カーテン
    - 1.1) 種類
    - 1.2) 機能
    - 1.3) 附属品
    - 1.4) 構成
  - 2) スタイル
  - 3) トップトリートメント
    - 3.1) 種類
    - 3.2) 構成要素
  - 4) ローマンシェード
  - 5) スクリーン
  - 6) ブラインド
- c) マルチファブリックス
- d) 間仕切り
- e) インテリアアクセサリー
- f) リネンズ
  - 1) テーブルリネンズ
  - 2) バスリネンズ
- g) 幕
  - 1) 舞台幕
  - 2) どん（緞）帳
  - 3) 諸幕
  - 4) 式典・祭礼幕